



山都町告示第63号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法(昭和26年法律第180号)
第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成17年12月9日

福島県耶麻郡山都町長 吉田 昭一



編入する字名	同上に編入される区域
字中石打場	<p>字上ノ山 二〇〇七の一、二〇〇八の二、二〇〇八の三、二〇一〇の二</p> <p>字蛇崩 二〇二〇の二、二〇三四の二、二〇三八の三、二〇三八の四</p> <p>字上新田 三五六六の二、三五七二の二</p> <p>字中石打場 三二六一の二三、三二六二の四、三二六二の六</p> <p>字石打場下 三二三五の一から三二三五の四まで、三二三六の二、三二三六の三、三二三七の二、三二五八の三、 三二五八の四、三二五九、三二五九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部</p> <p>字田向 三一九八の三、三二二二の四、三二二七、三二二八の二、三二二九の二</p> <p>字中山 三三四三、三三四四</p>

編入する字名	同上に編入される区域
<p>字大山中</p> <p>字下石打場</p>	<p>字山中</p> <p>三三三八の一、三三四〇の一、三三四二の一</p> <p>字田向</p> <p>三二一七の二、三二一八の二、三二一九の二、三三二〇</p> <p>字上ノ山平</p> <p>四三〇〇の二五</p> <p>字下殿戸</p> <p>四三〇六の一</p> <p>字上新田</p> <p>三五四五の二、三五五〇の二、三五五一の二</p> <p>字大山中</p> <p>三四三九の二三</p> <p>字石打場上</p> <p>三五二四の二、三五四〇の二</p>

編入する字名	同上に編入される区域
字上新田	字石打場上 三五二四の一、三五二五の一から三五二五の四まで、三五三四、三五三五、三五三六の一、三五四〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
字入海	字上ノ山平 四二九九の五九、四二九九の六〇、五九六六の五から五九六六の一〇
字上ノ山平	字大山中 三四四二の二、三四四四の一から三四四四の三まで、三四四四の六、三三九三、三三九四、三三九五の一、三三九五の二、三三九六及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	字石原 三四五〇、三四五三の二
	字入海 六〇〇四の一、六〇〇四の五
	字下殿戸 四三八九の二、四三八九の三
	字小松 四四四九の二、四四五二の二、四四九五の二

編入する字名	同上に編入される区域
字小松	字入海
	<p>四二九五の二、四二九六の三、六〇〇五の二から六〇〇五の四まで、六〇〇五の六から六〇〇五の八まで、六〇〇七の三、六〇〇七の四、六〇〇八の五、六〇〇九の六</p>
	字上ノ山平
	四三〇五の四
	字館原
	四六五七
字館原	字西川
	<p>五五、四七二三、四七二四の一から四七二四の三まで、四七三〇の一、四七四〇、四七四一、四七四二の一、四七四二の二及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部</p>
	字入海
	<p>四二五八、四二八四の一、四二八四の三、四二八五の二、四二八六の二、四二八八の一、四二八九、四二九〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部</p>

編入する字名	同上に編入される区域
<p>字西川</p>	<p>字北ノ前 四二四八の二、四二四九の三から四二四九の六まで</p>
<p>字下殿戸</p>	<p>字入海 四二六四の五、四二八二の四、四二八三の五、四二八三の六、四二八四の四</p> <p>字大山中 三三六七の一、三三六七の六、三三八三の二、三三八三の四、三三八三の五、三三八三の八から三三八三の一七まで、三三八四の三、三三八五の一、三三八五の四、三三八六の一、三三八六の三</p>